

平成30年度 満3歳児・2歳児の入園について

募集要項の通り、平成30年度から施設型給付を受ける幼稚園へと移行する事となりました。従来通り満3歳児（満3歳児・2歳児）クラスを設けますが、幼稚園の在籍者として市長村から認定されるのは、3歳のお誕生日からとなります。

1. 入園資格年齢

- ①満3歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれで、3歳の誕生日を迎えている者
- ②2歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれで、3歳の誕生日を迎えていない者

2. 入園後の取り扱い

- (1) 上記1の①②の幼児合同で、満3歳児クラスを編成します。
- (2) 入園日時時点で2歳の場合、3歳のお誕生日を迎える月の月末までは「2歳児」として対応します。お誕生日をもって1号認定を受け、その翌月から「満3歳児」として対応します。

3. 保育カリキュラム

- (1) 3歳児以上と同様に指導計画に基づいた保育を行いますが、より個別的な指導援助に心がける中で、心身の健全な成長を図ります。
- (2) 安全や情緒の安定を図るための環境づくりを心がけます。

4. 預かり保育について

保護者の就労を支援するため、満3歳児・2歳児とも、希望により預かり保育を実施します。

5. 入園時の経費について

募集要項に記載の通り

6. 入園後の毎月の経費について

- (1) 満3歳児
「保育料」「雑費」「預かり保育利用料」とも募集要項に記載の通り。
- (3) 2歳児
「保育料」は下記7項に記載。「雑費」「預かり保育利用料」は、募集要項に記載の通り。

7. 2歳児の保育料について

子育て支援や、待機児解消の一環として、本園も子ども子育て支援新制度の「施設型給付を受ける幼稚園」へと移行する事を契機に、2歳児の受け入れをより積極的に実施することとなりました。そのために保育室や給食室の増築を行い、2学期より運用を開始したところです。

しかし、幼稚園児の入園資格である「満3歳以上」の原則は未だ残っており、3歳の誕生日を迎えるまでの間は1号認定を受けることができません。誕生日をもって認定を受け、その時点で市町村が定める保育料が決定致します。

尚、3歳になるまでの期間は、それぞれの幼稚園が独自に保育料を定めて徴収することとなっておりますが、その額は未だ決定しておりません。下記要領にて保育料を決定し、面談（平成30年1月13日）の際にお知らせ致します。

また、入園日時時点で2歳の園児については、誕生日を迎える月の月末までを「2歳児」、翌月からを「満3歳児」として、保育料を徴収致します。

【2歳児の保育料についての考え方】

- ①現行の保育料（月額18,000円）を基本として、新制度における基準額を若干考慮する。
また、全員一律の額とする。
- ②「給食費」「スクールバス利用料」「施設管理費」等は1号認定児と同一の基準で徴収する。
- ③①と②を併せて「保育料」として、毎月園へ支払って頂く。